

令和6年度業務実績に係る自己評価書

令和7年6月26日

独立行政法人農畜産業振興機構

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務		
	（1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策		

[illegible]

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)			
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、肉用牛又は肉	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等			

	豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。 (ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：34業務日)	(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。	(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。	◇(ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を35業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(34,308件/34,308件)であった。 <課題と対応> 特になし	
	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：2業務日)	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	◇(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(4回/4回)であった。 <課題と対応> 特になし	

				a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	(ウ) 肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：－業務日)	(ウ) 肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	(ウ) 肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。	◇(ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 肉豚交付金については、標準的販売価格が標準的生産費を上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	
	(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交	(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係	(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係	◇(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表	<主要な業務実績> 該当なし	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －	

	付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：－業務日)	る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：11業務日)	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 ◇(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成	<主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(345件/345件)であった。 <課題と対応> 特になし	

				のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：5 業務日)	(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（4 回/4 回）であった。 <課題と対応> 特になし	

ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%） 【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア）） 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会等を実施した（10回）。（第2の6の（1）のウ参照）	＜評定と根拠＞ 評定b 第2の6の（1）のウ参照 ＜課題と対応＞ 特になし	

	P等政策大綱」という。)において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。						
	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第4期中期目標期間実績：18業務日)	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇(2) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	<主要な業務実績> 令和6年能登半島地震からの復旧を図っている石川県において同年9月の大雨により再度被災した畜産農家を支援する事業等及び令和5年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する緊急対策について令和6年度補正予算においても緊急対策として措置された事業について、国からの要請文受理後、事業実施要綱を18業務日以内に改正した。 また、6年11月に国内で初めて確認されたランピースキン病について、まん延を未然に防ぐための生産者の取組を支援する新たな事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に事業実施要綱を制定及び改正した。	<評定と根拠> 評定a 事業実施要綱の制定にあたっては、国における事業内容の検討段階から、国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受理後、短期間で事業実施要綱を制定することができ、達成度合は100%(7事業/7事業)であった。 特に令和6年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業の実施に当たっては、国と緊密に連絡・調整を行うことで、要請文を受領した翌日(12/27)に事業実施要綱を制定し、さらに迅速に事業着手できるよう1月10日に事業説明会を開催するなどして的確に事業を行うことができたことから、達成度合100%であり、優れた取組内容が認められたことから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし	
	【困難度：高】(第3の1の(2)) 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。						

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 28%程度となっているが、肉豚経営安定交付金の交付が無かったこと、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉用子牛生産者補給金の交付が当初見込みより少なかったこと等が要因である。

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 <						

	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。 （第 4 期中期目標期間実績：18 業務日）	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	◇ (ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付について、交付対象事業者等からの交付申請に係る支払請求件数 134 件に対し、18 業務日以内に交付を行った件数は 134 件であった。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（134 件/134 件）であった。 <課題と対応> 特になし	
	(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。 （第 4 期中期目標期間実績：9 業務日）	(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇ (イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を 9 業務日以内に公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった	<主要な業務実績> 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9 業務日以内にホームページで公表した。 事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第 1 号交付対象事業者（注）に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。 （注）生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構が	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（12 回/12 回）であった。 <課題と対応> 特になし	

	イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。 （ア）酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 （第 4 期中期目標期間実績：11 業務日）	イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。 （ア）酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。 （ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった イ 畜産業振興事業	ら補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。	
				◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金の交付 分母を加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%で	<主要な業務実績> 加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を上回ったことから、本年度内に補填金の交付は行われなかった。	

				あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%) 【重要度：高】(第3の2の(1)のアの(ア)及びイの(ア)) アの(ア)及びイの(ア)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの(ア)については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会等を実施した(11回)。(第2の6の(1)のウ参照)	<評定と根拠> 評定b 第2の6の(1)のウ参照 <課題と対応> 特になし	

			資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。	方針による売渡計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)	いる売渡計画に基づき、バター、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。 i) 売渡計画の合計数量 19,125 トン ii) 売渡入札に付した数量 19,125 トン	(19,125 トン/19,125 トン) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	◇②需要者との意見交換による要望・意向の把握 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催（4回）し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。	＜評定と根拠＞ 評定 b 需要者との情報交換会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		

	(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 (第 4 期中期目標期間実績：14 業務日)	(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。	◇(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売り渡した契約数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 年末までのバターの安定的な供給を確保する観点から、令和 6 年 6 月 26 日付けで農林水産大臣から承認を得たバターの追加輸入分については、7 月に輸入入札を実施し、契約を締結した 96 件(計 3,787 トン)について、全て 20 業務日以内に売渡しを行った。 なお、この追加輸入分については、年末の需要期までに売渡しが可能となるよう、7 月中に入札を行い、入札から売渡期限までの期間を通常よりも 2.5 カ月短い 4 カ月に設定した。これにより、11 月末のバター在庫数量は 235 百㍓となり、年末の需要期に向けて、前年同月の在庫数量(216 百㍓)を上回る十分なバターを確保した。	<評定と根拠> 評定 a 達成度合は 100% (96 件/96 件)であった。 追加輸入の実施に当たり、入札を短期集中的に行い、かつ売渡期限を通常よりも大幅に短縮して、的確に売渡しを行ったことにより、年末の需要期までに十分なバターの在庫量を確保することができた。 以上のとおり、バターの安定供給に寄与したことから、目標達成のための優れた取組内容と判断し、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
	(ウ) 輸入バターの流通計画の公表 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までにホームページで公表する。	(ウ) 輸入バターの流通計画の公表 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までに、ホームページで公表する。	(エ) 輸入バターの流通計画の公表 上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までに、ホームページで公表する。	◇(エ) 輸入バターの流通計画の公表 分母を 4 回とし、分子を四半期終了月の翌月の 20 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%で	<主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月の 20 日までにホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (4 回/4 回)であった。 <課題と対応> 特になし	

	(第4期中期目標期間 実績：四半期終了月の 翌月末)			あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上 100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった			
	(エ) 指定乳製品等の買 入れ・売戻しに係る 情報の公表 指定乳製品等の内外 価格差の調整を図るた め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、調整金の徴収を行 い、指定乳製品等の買入 れ・売戻しにおける月毎 の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページ で公表する。 (第4期中期目標期間 実績：翌月の19日)	(エ) 指定乳製品等の買 入れ・売戻しに係る 情報の公表 指定乳製品等の内外 価格差の調整を図るた め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、畜産経営の安定に関 する法律(昭和36年法律 第183号)に規定する農 林水産大臣が定めて告 示する金額の徴収を行 うとともに、本業務の透 明性を確保する観点か ら、指定乳製品等の買入 れ・売戻しにおける月毎 の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページ で公表する。	(オ) 指定乳製品等の買 入れ・売戻しに係る 情報の公表 指定乳製品等の内外 価格差の調整を図るた め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、畜産経営の安定に関 する法律(昭和36年法 律第183号)に規定する 農林水産大臣が定めて 告示する金額の徴収を 行うとともに、本業務の 透明性を確保する観点 から、指定乳製品等の買 入れ・売戻しにおける月 毎の売買実績を翌月の 19日までに、ホームペ ージで公表する。	◇(オ) 指定乳製品等の 買入れ・売戻しに係る 情報の公表 分母を公表回数とし、 分子を翌月 19 日までに 公表した回数とする。 s：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上 100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった	<主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許 可書の速やかな提出を受 けること等により、前月 分の指定乳製品等の買入 れ・売戻しの実績につい て、翌月の19日までにホ ームページで公表した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は 100% (12 回/12回) であった。 <課題と対応> 特になし	
	イ 乳製品需給等情報 交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい て、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、 「乳製品需給等情報交 換会議」を国と共催す	イ 乳製品需給等情報 交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい て、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、 「乳製品需給等情報交 換会議」を国と共催す	イ 乳製品需給等情報 交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい て、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、 「乳製品需給等情報交 換会議」を国と共催す	◇イ 乳製品需給等情 報交換会議の開催 s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった	<主要な業務実績> 脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい て、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、 「乳製品需給等情報交換 会議」を6月、9月及び1 月に国と共催(計3回)し	<評定と根拠> 評定b 「乳製品需給等情報交 換会議」を国と共催し、 関係者間で情報共有と意 見交換を行うことができ た。	

	る。 (参考：第4期中期目標 期間実績：3回（令和 4年度実績）)	る。	る。	b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で あり、改善を要する d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	た。	＜課題と対応＞ 特になし	
	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸 情勢の変化に対応して 緊急に行うものを対象 とし、畜産に重大な影響 を及ぼす自然災害や家 畜疾病、乳製品等の価格 の変動など酪農・乳業を めぐる情勢の変化等に対 応した生乳生産者及び 酪農関係者等への影響 緩和対策を、国との緊 密な連携の下、機動的に 実施することとし、国か らの要請文受理後、原則 として18業務日以内に 事業実施要綱を制定す る。 (第4期中期目標期間 実績：11業務日)	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸 情勢の変化に対応して 緊急に行うものを対象 とし、畜産に重大な影響 を及ぼす自然災害や家 畜疾病、乳製品等の価格 の変動など酪農・乳業を めぐる情勢の変化等に対 応した生乳生産者及び 酪農関係者等への影響 緩和対策を、国との緊 密な連携の下、機動的に 実施することとし、国か らの要請文受理後、原則 として18業務日以内に 事業実施要綱を制定す る。	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸 情勢の変化に対応して 緊急に行うものを対象 とし、畜産に重大な影響 を及ぼす自然災害や家 畜疾病、乳製品等の価格 の変動など酪農・乳業を めぐる情勢の変化等に対 応した生乳生産者及び 酪農関係者等への影響 緩和対策を、国との緊 密な連携の下、機動的に 実施することとし、国か らの要請文受理後、原則 として18業務日以内に 事業実施要綱を制定す る。	◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策とし て制定した事業数とし、 分子を当該緊急対策に 係る国からの要請文受 理後、原則として18業 務日以内に事業実施要 綱を制定した事業数と する。 s：達成度合は100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a：達成度合は100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上100%未満であった d：達成度合は80%未満 であった	＜主要な業務実績＞ 地震による被災後の経 営支援が続く能登におい て、さらに令和6年9月 の大雨により繰り返し被災 した酪農経営体や、年 末年始の不需要期の生乳 需給の安定に万全を期す ため生乳の出荷調整に取 り組む酪農経営体を支援 する等の緊急対策事業 (計3事業)について、国 からの要請文受理後、い ずれも目標業務日(18業 務日)以内の早期に事業 実施要綱を制定又は改正 した。 特に、年末年始の不 需要期の生乳需給の安定を 図る緊急対策事業につい ては、国からの緊急的な 要請を受け受理後翌業務 日の短期間で事業実施要 綱を制定したほか、事業 実施主体との連携を図 り、不需要コア期(12月 21日～1月8日)開始ま での短期間に酪農経営体 へ事業周知、参加申込書 の取りまとめ等を迅速に 行った結果、今回が初の 取組であったが当該期間 に34酪農経営体が124ト	＜評定と根拠＞ 評定a 事業実施要綱の制定に あたっては、国における 事業内容の検討段階か ら、国と緊密に連絡・調 整を行うことで、国から の要請文受理後、短期間 で3事業全ての事業実施 要綱を制定又は改正する ことができ、達成度合は 100%(3事業/3事業) であった。 また、特に、年末年始 の不需要期の生乳需給の 安定を図る緊急対策事業 については、前年の猛暑 の影響により生乳生産の ピークがずれ、例年以上 に年末年始の不需要期に おいて生乳廃棄が生じる おそれがあったことから、 国からの緊急的な要 請を受け、事業実施主体 と連携し短期間で事業を 開始した上、34酪農経営 体が生乳出荷調整を果た し、不需要期の適正な余 乳処理に寄与した点を考 慮し、優れた取組内容と 評価。 以上のとおり、達成度 合が100%であった上	

	み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。				ンの生乳出荷調整を果たし、不需要期の適正な余乳処理に寄与した。	に、短期間での事業実施要綱制定と、不需要期対策を迅速かつ的確に実施したことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
--	------------------------------	--	--	--	---------------------------------	---	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 79%程度となっているが、畜産業振興事業費において、年度内に間接補助事業実施主体までの支払いが間に合わない分（翌年度への繰越）が生じたこと等が要因である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 野菜については、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。 その際、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。 ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。)の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	○3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ◇ア 指定野菜価格安定対策事業 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった638件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。	<評価と根拠> 評価b 達成度合は100%(638件/638件)であった。 <課題と対応> 特になし	

	実績：11 業務日)			c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。	◇イ 契約指定野菜安定供給事業 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 20 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった144件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に全て交付した。 また、令和5年9月に判明した算定誤りに係る再発防止策として、以下の取組を行った。 ①算定誤りの原因となったデータの正確性に関する確認 データ提供について、令和6年5月に農林水産省統計部へ文書で依頼し、同月機構が依頼した集計対象、集計様式、提供日時及び提供方法により提供する旨文書による回答があった。 今後も、機構が必要とするデータとなっていることについて年1回確認を行う。 ②業務システムの改修 令和6年9月から12月の業務システムの更改（サーバ移行作業）時において、新サーバ移行後のシステムがマニュアルどおり作業できること、各種マスタが農林	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100%（144 件/144 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	（第4期中期目標期間 実績：16 業務日）						

				水産省の通知どおりであること等の確認を行った。 今後も業務システムの改修を行う際に仕様書どおりの動作であることの確認を徹底する。 ③システム利用に関する業務体制整備、研修の実施 契約取引推進課の全課員を対象とした自主研修を3月に実施した。併せて、野菜業務部及び野菜振興部の職員を対象として、発生の経緯や復旧の取組についての全体研修を実施した。		
ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：11業務日)	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。	◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以	<主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請のあった469件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。 なお、算定誤りに係る再発防止策については、本事業についても、第1の3の(1)のイの契約指定野菜安定供給事業と同様に対応した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100% (469件/469件) であった。 <課題と対応> 特になし	

	エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：毎月)	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量や交付金額について毎月ホームページで公表した。 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（12月/12月）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であ	＜主要な業務実績＞ 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知した。 また、登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会に適切に対応した。	＜評定と根拠＞ 評定b 生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、適切に対応した。 ＜課題と対応＞ 特になし				

	オ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%) 【重要度：高】(第3の3の(1)のア～ウ) 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 (2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資する	カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資する	カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資する	り、抜本的な改善を要する	さらに、指定野菜価格安定事業等における現地調査を通じ、登録出荷団体等が、原則として収入保険との重複加入ができないことの周知等を行っていることを確認した。	＜評価と根拠＞ 評価 b 達成度合は 100%（2事業/2事業）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
				◇カ 野菜農業振興事業 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 契約野菜収入確保モデル事業及び大規模契約栽培産地育成強化事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において事業内容の説明を行った。 また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、情報誌、農業紙などへの広告掲載、生産者・中間事業者に対する事業の情報提供（公募チラシの郵送など）など、幅広く事業内容の周知を行った。		
				◇(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業の機動的・弾力的な実施 分母を野菜の需給の	＜主要な業務実績＞ 緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。	＜評価と根拠＞ 評価 a 達成度合は 100%（1事業/1事業）であった。 野菜需給情報等交換会の開催に当たり、部の垣根を越えたプロジェ	

	ための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 （第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）	ための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	ための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	調整その他の価格安定に資するための事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	また、消費者、生産者、流通業者、加工業者、学識経験者等広く野菜の関係者を会員とし、事務局を機構に置く野菜需給情報等交換会（以下「交換会」という。）について、会員が各業界の動向等を共有し、野菜の需給動向に関する共通認識を醸成することに重点を置くこととし、開催時期・頻度についても、これまで年度末に開催していたのを、需給の緩みがちな夏季と冬季が始まるときの年2回に見直すこととし、令和6年度は12月に冬季分を開催した。見直しに当たっては、野菜業務部と野菜振興部を跨ぐプロジェクトチームを立ち上げて、検討を行い、農林水産省や交換会会員と調整を図り、準備期間を従来よりも短縮することで、早期開催を実現した。この見直しにより、会員からも、より有益な情報が提供されるようになったとの意見が寄せられた。	クトチームを立ち上げ、従来よりも準備期間を短縮するとともに、より多角的な視点で検討を行い、開催内容や開催時期を見直すことができた。これまで需給状況に関係なく年度末に1回開催していたところ、需給の安定に有意義な時期に開催することにより、生産者、流通業者、消費者などからなる交換会において、野菜需給の状況や緊急需給調整事業の必要性等に係る共通認識の醸成をより一層図ることができた。これらの取組は優れた取組と評価できることから、a評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	---	--	--	---	---	---	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の39%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
	(1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		

[illegible]

[illegible]

	受理した日から 8 業務日以内に交付する。 （第 4 期中期目標期間実績：7 業務日）	受理した日から 8 業務日以内に交付する。	受理した日から 8 業務日以内に交付する。	付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	した。 また、甘味資源作物交付金に係る生産者の要件審査申請手続について、従来は生産者から各種手続の委任を受けている代理人を通じた紙媒体での申請書の提出を基本とし、別途、電子データによる確認を行っていたが、現地関係者からの要請を契機として、具体的な手続の流れやチェック体制等について現地関係者と検討を重ね、関係規程を改正した。これにより、電子データによる申請を可能とし、代理人の事務手続を簡素化・負担軽減した。	要望を踏まえて検討を重ね、申請方法を見直したことにより、代理人の事務手続の簡素化による負担軽減ができたことから a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 （第 4 期中期目標期間実績：18 業務日）	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	（イ）国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	◇（イ）国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	＜主要な業務実績＞ 国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった 180 件全てについて、18 業務日以内に交付した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100%（180 件/180 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		

	(ウ) 業務内容等の公表 制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)	(ウ) 業務内容等の公表 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	(ウ) 業務内容等の公表 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、優良なさとうきび生産者等を対象とした沖縄県さとうきび競作会及び鹿児島県さとうきび生産改善共励会等において、価格調整制度の必要性等の情報発信を行った。また、「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」を沖縄県で開催し、交流機会の少ない鹿児島・沖縄両県の関係者が一堂に会してさとうきび生産に関する様々な課題を検討した。	＜評定と根拠＞ 評定 b ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象として、生産地等において価格調整制度の必要性や生産性向上の重要性について情報発信を行うことにより、制度の周知・浸透に十分に取り組んだ。	
				◇(ウ) 制度周知等の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			
				◇(エ) 業務内容等の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる			
				＜主要な業務実績＞ 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。			

	イ でん粉関係業務 でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：7業務日)	イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった イ でん粉関係業務 ◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった74件全てについて、8業務日以内に交付した。 また、でん粉原料用いも交付金に係る生産者の要件審査申請手続について、従来は生産者から各種手続の委任を受けている代理人を通じた紙媒体での申請書の提出を基本とし、別途、電子データによる確認を行っていたが、現地関係者からの要請を契機として、具体的な手続の流れやチェック体制等について現地関係者と検討を重ね、関係規程を改正した。これにより、電子データによる申請を可能とし、代理人の事	<評定と根拠> 評定 a 達成度合は100% (74件/74件) であった。 また、でん粉原料用いも交付金に係る生産者の要件審査申請手続について、機構が現地関係者の要望を踏まえて検討を重ね、申請方法を見直したことにより、代理人の事務手続きの簡素化による負担軽減ができたことから a 評価とした。 <課題と対応> 特になし		

	(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：18 業務日)	(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。	◇(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	務手続を簡素化・負担軽減した。 <主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった 71 件全てについて、18 業務日以内に交付した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (71 件/71 件)であった。 <課題と対応> 特になし	
	(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日) 【重要度：高】(第 3 の 4	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	◇(ウ) 業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められ	<主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (12 回/12 回)であった。 <課題と対応> 特になし	

	の（１）アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ）） 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			る a：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、80％以上 100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった			
	（２）需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。 ア 砂糖関係業務 制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 （第４期中期目標期間実績：翌月の 15 日）	（２）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	（２）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	（２）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 ◇（ア）制度周知等の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第 19 回食育推進全国大会」や「第 63 回農林水産祭実りのフェスティバル」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を行った。 また、機構職員が自ら講師となって出前講座を実施し、高校生を対象とした講義のほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、精糖工業会と	<評定と根拠> 評定 b ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、一般消費者が参加する交流イベントに積極的に出展し、機構が作成した啓発資料を配布した。 さらに出前講座を実施し、より多くの者に対し砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。 <課題と対応> 特になし	

					のタイアップによる実験をするなど、砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。		
				◇（イ）売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の 15 日までに公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組	＜主要な業務実績＞ 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表した。 また、でん粉業界からの要望を受け、官民ので	＜評定と根拠＞ 評定 a 達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 また、でん粉業界の要望を踏まえた農林水産省への提案により、澱粉研究交流会が初めて開催されることとなり、その準備等に当たり同省と連携し、全面的に協力しながら進め、盛況のうちに終えたことは、でん粉業界の振興及び発展	

				内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	ん粉研究者が交流する機会の創出を農林水産省に提案した結果、澱粉研究交流会（同省主催）が初めて開催されることとなった。開催に際し、同省と連携して準備等に全面的に協力した結果、58名が参加し、2日間にわたって10名の研究者から最新の研究課題について報告があったほか、参加者同士で活発な意見交換が行われた。 さらに、加工でん粉業者からの依頼を受け、調査情報部と密接に連携しつつ、「日本のでん粉を支える alic のでん粉業務」をテーマとした講演を初めて実施した。	に資する取組となった。 さらに、でん粉関係業務の透明性の確保等に資する取組として、でん粉関係者からの依頼により、でん粉の価格調整制度の重要性などについての講演を初めて行った。 これらの取組は優れた内容と認められることから a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 90%程度となっているが、てん菜糖及びでん粉原料用かんしょ生産量の減少により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	5 情報収集提供業務 （１）情報収集の的確な実施 （２）需給等関連情報の迅速な提供 （３）情報提供の効果測定等		

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度				
需給等関連 情報を提供 した件数	－	1,214 件	1,120 件	1,200 件							
目標の期日 までに提供 した件数	8 業務日又 は翌月まで の公表	1,214 件	1,120 件	1,200 件							
達成度合	－	100%	100%	100%							
情報利用者の満足度 に係る指標（5 段階評価、目 標）	4.0 以上	4.0	4.0	4.0							
アンケート 調査結果の 平均値（実 績）	－	4.2	4.2	4.2							
達成度合	－	－	100%	100%							
								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度				
予算額（千円）			715,712	653,066							
決算額（千円）			588,242	545,403							
経常費用（千円）			521,838	527,604							
経常利益（千円）			32,107	36,371							
当期総利益（千円）			32,107	36,371							
行政コスト（千円）			521,838	527,604							
行政サービス実施コスト（千円）			－	－							
従事人員数			25.32	25.32							

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。

3）参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	5 情報収集提供業務 農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。 （1）情報収集の的確な実施 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	5 情報収集提供業務 （1）情報収集の的確な実施 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並	5 情報収集提供業務 （1）情報収集の的確な実施 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並	○ 5 情報収集提供業務 （1）情報収集の的確な実施 ◇ア 情報検討委員会の意見等を踏まえた調査テーマの重点化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する			
					<主要な業務実績> 前年度の情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 また、同委員会を前年度に引き続き第3四半期に開催し、委員からの意見を踏まえ令和7年度の	<評定と根拠> 評定 b 調査テーマの重点化等業務の合理化及び情報収集・提供の令和6年度の実施状況及び令和7年度の計画の検討に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	

	また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。 (参考：第4期中期目標 期間実績：委員会を年3回開催)	びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和6年度の実施状況及び令和7年度の計画について検討する。	d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	調査テーマの重点化を早期に図った。			
		また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。	また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。	◇イ 海外における情報収集体制の整備の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 米国及び豪州における関係機関（米国食肉輸出連合会、豪州食肉家畜生産者事業団）との定期会合により連携を深めることができた。 また、中国農業大学、内蒙古財形大学及び中国肉類協会との意見交換を現地（北京）で行い、今後も情報交換を継続的に行うことを確認した。 さらに、中国の養豚ビルの調査に当たっては、企画段階から中国農業大学及び中国農業科学院と綿密に打ち合わせを行い、初めての共同現地調査を行った。この結果、中国で初めて成功したとされる養豚ビルを建設した企業を訪問し養豚ビルの建設に至る経緯をはじめ、養豚ビルでの飼養管理の要となるスマート養豚システムの詳細な実態等について情報収集することができた。	＜評定と根拠＞ 評定 a 従来から関係のあった機関と引き続き連携を深めることができた。加えて、中国については、現地の中国農業大学等の学術機関や業界団体（中国肉類協会）との関係を維持・構築することができた。 これらの取組により、中国をはじめとする海外の情報収集体制を整備できたことは、目標を上回る成果と評価できることから a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし		

	(2) 需給等関連情報の提供 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：需給関連統計情報は8業務日、需給動向情報は翌月)	(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。	(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。	(2) 需給等関連情報の迅速な提供 ◇ア 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 情報件数1,200件(うち需給関連統計情報579件、需給動向情報621件)の全てを期間内に公表した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%(1,200件/1,200件)であった。 <課題と対応> 特になし	
		また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。	また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。	◇イ 情報提供の迅速な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 情報利用者等から181件(うち国から30件、国以外から151件)の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応した。	<評定と根拠> 評定b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。 <課題と対応> 特になし	

	(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第4期中期目標期間実績：4.1)	(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等 アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等 ◇ア アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった	＜主要な業務実績＞ 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、情報利用者を対象にアンケート調査を実施し、全体の4割を超える送付先からアンケートを回収した。 (アンケート発送件数2,643件、回答1,253件、回収率47.4%) ＜主要な業務実績＞ アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.2であり、目標の4.0を上回った。 ・「畜産の情報」の評価結果：4.2 ・「野菜情報」の評価結果：4.1 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.1	＜評定と根拠＞ 評定b アンケート調査を適切に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし ＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%以上であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	

	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	d：達成度合は、80%未満であった ◇ウ 情報提供内容等の改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> アンケート調査結果や情報検討委員会における意見等を踏まえて記事を掲載することに努めた。 令和7年1月に日本で発生が急増した高病原性鳥インフルエンザについて、国内外の発生状況や対策の記事を掲載。また、令和8年度に指定野菜となると発表されたブロッコリーについては、業界等からの関心が高まっていたことから、その需給や冷凍ブロッコリーの主要輸入産地であるエクアドルの需給等について記事を掲載。農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、特に甘味料やでん粉を使用した加工食品の食品添加物の規制についての記事を掲載するなどタイムリーな情報を提供した。 さらに、利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国の情報収集提供については、令和5年度から一般財団法人日中経済協会の北京事務所に人材を派遣し、本格的に活動を開始した令和6年度は前年度の4.0倍となる中国関連の「海外情	<評定と根拠> 評定 a アンケート調査結果等を踏まえ、的確な情報収集とテーマの選定を行い、タイムリーな記事を掲載するなど情報提供の充実等に取り組んだ。 さらに、令和5年度から情報収集体制を整備した中国については、重要性の増す同国の需給動向等の情報提供を大幅に強化することができた。 これらホームページでの情報提供の充実等の取組は、目標を上回る成果と評価できることから a 評価とした。 <課題と対応> 特になし		

					報」記事をホームページで公表した。		
					令和6年度の中国関連記事公表実績（前年度実績） 畜産：38件（10件） 野菜：10件（1件） 砂糖：2件（1件） でん粉：2件（1件） 計：52件（13件）		

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の84％程度となっているが、海外の農畜産物の需給・価格動向等を踏まえて、調査の内容及び回数を見直したことが要因である。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1～2－8	2－1 業務運営の効率化による経費の削減 2－2 役職員の給与水準 2－3 調達等合理化 （1）「調達等合理化計画」に基づく取組 （2）競争性、透明性の確保 （3）監事への報告及び契約監視委員会による点検等 2－4 業務執行の改善 （1）業務全体の進行状況等の点検・評価 （2）第三者機関による業務の点検・評価 （3）第三者機関による業務の点検・評価結果の反映	2－5 機能的で効率的な組織体制の整備 2－6 補助事業の効率化等 （1）透明性の確保 （2）効率的な事業の実施 （3）補助事業の審査・評価 2－7 デジタル化の推進による業務の効率化 2－8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度 値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情 報
	業務経費（附帯事務費 （特殊要因により増 減する経費を除く。）） の対前年度比の平均 縮減率	毎年度平均で少 なくとも対前年 度比1％の抑制	（令和4年度業務経 費（附帯事務費））	令和4年度比で 1.0％の抑制	令和5年度比で 1.0％の抑制				
	業務経費（当年度予算 額）	—	3,444 百万円	3,410 百万円	3,376 百万円				
	対前年度平均縮減率	—	—	1.0％	1.0％				
	達成度合	—	—	100％	100％				
	一般管理費（人件費、 公租公課、事務所借料 等、情報セキュリティ 関連経費、監査法人関 連経費及び特殊要因 により増減する経費 を除く。）の対前年度 比の平均縮減率	毎年度平均で少 なくとも対前年 度比3％の抑制	（令和4年度一般管 理費）	令和4年度比で 3.0％の抑制	令和5年度比で 3.0％の抑制				
	一般管理費（当年度予 算額）（百万円）	—	224 百円	217 百千円	211 百千円				
	対前年度平均縮減率		—	3.0％	3.0％				
	達成度合	—	—	100％	100％				
	締結した契約件数	競争性のある契	198 件	201 件	211 件				

(真にやむを得ない 随意契約及び少額随 意契約を除く)	約の実施							
競争性のある契約と した件数	—	198 件	201 件	211 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
企画競争・公募等を 実施した随意契約の 件数	—	41 件	35 件	37 件				
機構掲示板への掲示 及びホームページへ の掲載件数	企画競争・公募等 の掲載	41 件	35 件	37 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
事業数	—	15 事業	12 事業	11 事業				
公募を実施した事業 数	全ての事業につ いて公募の実施	15 事業	12 事業	11 事業				
達成度合	—	100%	100%	100%				
公表回数		8 回	7 回	7 回				
目標業務日以内に公 表した回数	四半期終了月の 翌月末	8 回	7 回	7 回				
達成度合		100%	100%	100%				
新規に実施した補助 事業数（拡充事業を 含む。）	—	16 事業	14 事業	10 事業				
事業説明会を開催し た又は現地確認調査 等を行った事業数	全ての新規事業 等に係る説明会 等の実施	16 事業	14 事業	10 事業				
達成度合	—	100%	100%	100%				
事業採択を行った件 数		58 件	41 件	51 件				
評価基準を満たして いるものを採択した 件数	評価基準を満た しているものを 全て採択	58 件	41 件	51 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				
利用状況調査対象件 数		4 件	—	—				
利用状況を確認した 件数	対象件数の全て を確認	4 件	—	—				
達成度合	—	100%	—	—				

事後評価で効用が費用以下となった件数		1 件	0 件	—				
現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	1 件	—	—				
達成度合	—	100%	—	—				
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1, 237 件	981 件	744 件				
目標業務日以内に承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1, 237 件	981 件	744 件				
達成度合	—	100%	100%	100%				

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第4 業務運営の効率化に関する事項 1 業務運営の効率化による経費の削減 （1）業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化による経費の削減 （1）業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化による経費の削減 （1）業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 業務運営の効率化による経費の削減 ◇（1）業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) を毎年度平均で少なくとも対前年度比1%削減する。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上120%未満であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。)) については、3,376 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 1.0%の抑制となった。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%であった。 <課題と対応> 特になし	

	(2) 一般管理費の削減業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	(2) 一般管理費の削減業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	(2) 一般管理費の削減業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	◇(2) 一般管理費の削減 一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を毎年度平均で少なくとも対前年度比3%削減する。 s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上120%未満であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、211 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 3.0%の抑制となった。	<評定と根拠> 評価 b 達成度合は 100%であった。 <課題と対応> 特になし
	2 役職員の給与水準	2 役職員の給与水準	2 役職員の給与水準	○2 役職員の給与水準		
	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 給与水準については、高年齢管理職の昇給幅の圧縮、管理職のポストオフ等を継続的に実施した結果、令和5年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.2 となり、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当(管理職手当)が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これ	<評価と根拠> 評価 b 令和5年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。 <課題と対応> 特になし

	3 調達等合理化	3 調達等合理化	3 調達等合理化	を考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和6年6月28日に公表した。		
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組 ◇（1）「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数（競争性のない随意契約及び少額随意契約を除く。）とし、分子を競争性のある調達手続を実施した契約件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった		
				＜主要な業務実績＞ 「令和6年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く。）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約（34件）について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約（211件）全てについて競争性のある契約とした。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（211件/211件）であった。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。	
				＜課題と対応＞ 特になし		
				＜主要な業務実績＞ 競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意契約（37件）全てにおいて、機構掲示板及びホー	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（37件/37件）であった。	
				＜課題と対応＞ 特になし		

				とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	ムページへの掲載を行った。		
	また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 (参考：第 4 期中期目標 期間実績：委員会を年 1 回開催)	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	◇（３）監事への報告及び契約監視委員会による点検等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和 5 年度の契約の状況を報告し点検を受けた。	<評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。	
	4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務	4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務	4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結	○ 4 業務執行の改善		<課題と対応> 特になし	

	運営に反映させる。	運営に反映させる。	果を業務運営に反映させるため、次の取組を行う。 (1) 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。	◇(1) 業務全体の進行状況等の点検・評価 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 年度計画を具体化するための工程表(具体化推進シート)を年度初めに策定し、各部において四半期毎に業務の進行状況を点検するとともに、半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進行状況を点検することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。 また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進行状況について自己評価を記述する欄を設け、業務実績の点検を実施した。	<評定と根拠> 評定 b 工程表に基づき四半期毎に点検を行うことができた。また、半期毎に行うヒアリングにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進行状況及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	
	運営に反映させる。	運営に反映させる。	(2) 令和5年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。	◇(2) 第三者機関による業務の点検・評価 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する	<主要な業務実績> 令和6年6月13日に「令和5年度業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第22回機構評価委員会を開催し、令和5年度における業務実績に関する自己評価について点検・評価を実施した。	<評定と根拠> 評定 b 機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。なお、業務実績の自己評価に当たって、第三者機関による点検・評価を受けることは、独立行政法人通則法等に規定のない当機構独自の自主的取組	

	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	○6 補助事業の効率化等		
	(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。	(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	◇ア 公募の実施 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算に係る畜産業振興事業並びに令和6年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっての公募を行った。 (内訳) ・畜産分野：年1回、9事業 ・野菜分野：年3回、2事業（契約野菜収入確保モデル事業、大規模契約栽培産地育成強化事業）	<評価と根拠> 評価b 達成度合は100%（11事業/11事業）であった。 <課題と対応> 特になし
		ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇イ 事業の採択の概要等の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%で	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和6年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。 (内訳) ・畜産分野：年4回	<評価と根拠> 評価b 達成度合は100%（7回/7回）であった。 <課題と対応> 特になし

	また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	・野菜分野：年 3 回		
				◇ウ 事業説明会等の開催 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 ①畜産業振興事業において、新規・拡充事業（9 事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会等（肉畜 10 回、酪農 11 回、計 21 回）を実施した。なお、継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 12 回、酪農 8 回、計 20 回）及び現地確認調査（肉畜 44 回、酪農 7 回、計 51 回）を実施した。 ②野菜農業振興事業において、新規事業（1 事業）について、関係者に対し公募に係る事業説明会（WEB 会議）を実施した。		＜評価と根拠＞ 評価 b 達成度合は 100%（10 事業/10 事業）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし

	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。 （第４期中期目標期間実績：要領等の受理から 10 業務日以内の承認等：99%）	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	（２）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	（２）効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の補助事業等管理台帳により執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 補助事業等管理台帳により、事業の進行管理を的確に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
		ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。	ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。	◇イ 費用対効果分析等の実施 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしている 51 件を採択した。採択状況は以下のとおり。 （費用対効果・採択件数） ・食肉流通改善合理化支援事業 2 件 （コスト分析・採択件数） ・酪農経営支援総合対策事業 42 件 ・肉用牛経営安定対策補完事業 6 件 ・畜産経営災害総合対策緊急支援事業 1 件	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100%（51 件/51 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	

	イ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。	イ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。	◇ウ 現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 採択した事業について、施設等の設置工事が計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	
	また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	◇エ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未	＜主要な業務実績＞ 事後評価の対象となる事業はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	

		ウ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10 業務日以内に承認等を行う。	ウ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10 業務日以内とする。	満であった ◇オ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 補助事業等管理台帳の活用等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数744 件のうち744 件が10 業務日以内であった。 (内訳) ・畜産分野 668 件/668 件 ・野菜分野 76 件/76 件	＜評定と根拠＞ 評定b 達成割合は100% (744 件/744 件) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
		エ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。	エ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。 (ア) 決算上の不用理由の分析を行う。	◇カ 決算上の不用理由の分析 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ 令和5 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和6 年7 月5 日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。	＜評定と根拠＞ 評定b 不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		

				c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			
		また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。	（イ）造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。	◇キ 基金の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき4基金の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。 <課題と対応> 特になし	
	（3）補助事業の審査・評価 機構自らが主体的に補助事業の執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	（3）補助事業の審査・評価 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	（3）補助事業の審査・評価 令和5年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	◇ア 事業の達成状況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 補助事業の的確な進行管理とともに、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和5年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。	<評定と根拠> 評定b 令和5年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	

			◇イ 第三者機関による事業の審査・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和6年7月5日に外部専門家・有識者からなる第30回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	<評定と根拠> 評定b 補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	
			◇ウ 必要に応じた業務の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 補助事業に関する第三者委員会の開催後、業務の見直しが必要な指摘事項について整理し、対応方針を決定した。これに基づき、関係各部において業務の見直しに向けた取組を行った。	<評定と根拠> 評定b 四半期毎に進捗状況を確認しながら、業務の見直しに向けて十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	
7 デジタル化の推進による業務の効率化	7 デジタル化の推進による業務の効率化	7 デジタル化の推進による業務の効率化	○7 デジタル化の推進による業務の効率化			
(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きの	(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きの	(1) デジタル化の推進業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きの	◇(1) デジタル化の推進	<主要な業務実績> 機構におけるDXの水準の底上げを図り、DXの推進を加速させるため、理事長のリーダーシップの下、機構内の若手職員で構成する部署	<評定と根拠> 評定a 機構におけるDXの水準の底上げを図り、DXの推進を加速させるため、横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、	

	オンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。	オンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。	オンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。	果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	横断的なプロジェクトチーム（DX検討チーム）を立ち上げ、業務の効率化に向けて職員から募集したMicrosoft365の業務への具体的な活用方法や、チーム員からの業務改善の提案内容について検討した。その結果、「契約情報の取りまとめ作業」をSharePointを活用して一つのファイルで同時に編集できるように改善する等39件（一部実施の3件を含む。）を順次、実施・導入するとともに、チーム員を通じて各部署への横展開を図った。 また、前年度に実施したDXアイデアコンクールで提案されたもののうち、各部署の判断にて推進する提案のフォローアップを行い、20件について今後の対応方針を定めた。 さらに、前年度に引き続き、グループウェア（Garoon）を用いた機構内部の申請手続を新たに3件追加した。	業務効率化につながる様々な提案内容について検討し、順次、実施・導入することができた。併せて、チーム員を通じて各部署への横展開を図ったことにより、機構全体における業務効率化の実現を速やかに行うことができた。 また、前年度の提案内容の各部署における推進状況のフォローアップを行い、今後の対応方針を定めたことや、前年度にグループウェアを活用して簡素化した内部手続の範囲をさらに拡充したことにより、業務の効率化が加速した。 これらのデジタル化推進の取組により機構業務の大幅な効率化を進めることができたことから、a評価とした。		
	（2）情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び	（2）情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び	（2）情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び	（2）情報システムの適切な整備及び管理 ◇ア PMOの設置等による体制整備 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕	<主要な業務実績> 前年度に設置したPMOが、各情報システムの担当部署であるPJ	<課題と対応> 特になし		
						<評価と根拠> 評価 a PMOがPJMOの支援を随時実施すると		

	管理の基本的な方針」 （令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。	管理の基本的な方針」 （令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。	管理の基本的な方針」 （令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等を踏まえた体制整備を行う。	著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	MOと引き続き連携し、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を合計４３件実施した。 また、各情報システムの課題への対応状況を明らかにした課題管理表を類似課題に対する参考事例として機構内のグループウェア（SharePoint）で共有し、全役職員が閲覧できるようにした。 さらに、PJMO担当者が作成するシステム構築・改修、保守運用業務等に係る調達仕様書について、専門的な知識の不足等により作成に時間を要し、内容の不備・不足が散見されたことを踏まえ、PMOにおいて、情報セキュリティ等共通的な事項を標準化（PMOが準備した別添様式をそのまま仕様書に添付する形で実施）したひな形及び仕様書の優良事例を解説付きで紹介した「調達仕様書作成の手引」を整備し、グループウェアで共有し、全役職員が閲覧できるようにした。	ともに、各情報システムにおける課題への対応状況を全役職員に共有したほか、PJMOの業務効率化のため、調達仕様書の作成に係るひな形や手引書を整備・共有したことは、PJMOに対する更なる支援となり、機構における情報システムの統一かつ効率的な整備及び管理の推進に資する優れた取組と認められることから、a評価とした。		
						<課題と対応> 特になし		
	また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制	また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制	また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制	◇イ デジタル人材の育成・確保等による体制強化 s：取組は十分であり、	<主要な業務実績> 若手職員がITに係る基礎知識を習得するITリテラシー向上研	<評定と根拠> 評定b 機構全体のITリテラシーを維持・向上する		

	の強化を図る。	の強化を図る。	制の強化を図る。	かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	修（25名受講）、PMO人材として必要な知識を習得するデジタル庁の情報システム統一研修（延べ8名受講）、PJMO人材として情報システムの運用等に必要な各種知識を習得する情報システム知識習得研修（延べ57名受講）を実施した（詳細は第8の2の（3）のウに記載）。また、PMOにおいて作成した調達仕様書の作成に係るひな形及び手引書の周知を目的として、PMO等が講師となってPJMOを対象とした勉強会を開催し（9月、2月）、令和6年度以降、継続的に実施する研修メニューとして位置付けた。	ための、デジタル人材育成研修を計画的に実施した。 また、PMO等が講師となって、PJMOを対象とした勉強会を初めて実施するなど、組織全体でのデジタル人材育成を推進したことから、取組は十分であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
第5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	○8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	＜主要な業務実績＞ 砂糖勘定の短期借入については、令和6年3月に一般競争入札を実施し、変動利率（日本円TIBOR）プラス固定利率・スプレッド0.0563%（3者加重平均）で借入契約を締結した。 借入に当たっては、日本円TIBOR部分の支払利息を低く抑えるため、年	＜評価と根拠＞ 評価b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の	砂糖勘定の累積欠損があることを踏まえた「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月農林水産省公表）のほか、「糖価調整制度の持続的な運営を図るため	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			

	収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	の取組について」（令和５年９月農林水産省公表）に記載された異性化糖の調整金に係る運用の見直しにより、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。		末年始を除き借入期間を全て１週間以内としたことにより、実際に借入れた利率は、短期プライムレート（令和７年３月末時点 1.875％）を大幅に下回る 0.25973％となった。 なお、令和７年度の借入に向けて、令和７年３月 12 日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について 0.1560％（３者加重平均）とする契約を締結した。	
--	--	--	--	--	--	--

４．その他参考情報
（契約に係る事務手続等） 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。 （第三者への再委託） 委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和 6 年度においては 22 件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。 （一者応札の解消に向けた取組） ①入札時期の前倒し、②公告期間の延長、③ICT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、④調達情報の「メルマガ」配信、⑤ホームページでの今後の入札予定の掲載等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したことにより、一者応札は 44 件（前年度 47 件）となった。 （法人の長に対する報告） 令和 6 年 6 月 12 日に開催された第 16 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和6年度は指摘なし

(でん粉勘定の短期借入に係るコストの抑制)

砂糖勘定の取組と同様に、でん粉勘定の短期借入については、令和6年3月にスプレッド部分を0.2500%（2者加重平均）とする借入契約を締結し、実際に借入れた利率は、短期プライムレート（令和7年3月末時点1.875%）を大幅に下回る0.60982%となった。なお、令和7年度の借入に向けて、令和7年3月12日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について、0.4500%（2者加重平均）とする契約を締結した。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用								

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			
	1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化			
	独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単	独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単	独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単	◇（1）収益化単位毎の予算管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で	<主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」（平成28年3月31日付け27農畜機第5928号）等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。	<評定と根拠> 評定b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

	位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			
	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	◇（２）セグメント情報の開示 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和５年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 令和５年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことができた。	
	2 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。 （１）事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月２回以上実施する。 （２）資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の	○ 2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、大口定期預金による短期（１年未満）の運用を毎月実施した。 また、長期（１年以上）の運用が可能な資金は信用力の高い有価証券（債券）で保有しているが、安全性や債券の市場動向等を注視しつつ、以下の運用を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定 a 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金については、債券の市場動向等を注視しつつ、特に有価証券による効率的な運用により、自己収入の増加を図るための取組を実施し、前年度を上回る運用収入を得ることができた。このほか、リスク分散のために１発行体当たりの保有額について上限を設けるなど安全性に配	

			発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。		1 債券の運用利回りを高めるため、比較的利回りが低い債券について、資金管理アドバイザーに対して安全かつ効率的・効果的な資金運用に関する助言を求めた上で、令和6年度を通して売却益を確保することを方針として、利回りの高い債券への切り替えを実施した。 この結果、畜産勘定の資本金で保有する債券について、前年度を15億円上回る合計35億円の切り替えを引き合いにより実施した（平均利回り0.487%→2.090%）。 2 償還を迎えた債券について、引き合いにより債券を購入した。 畜産勘定 計17億円（平均利回り2.058%） 野菜勘定 計62億円（平均利回り0.811%） 以上により、令和6年度は592百万円の運用益を獲得した。 そのほか、令和7年度以降の債券の運用について、安全性にも配慮した運用を行うため、資金管理アドバイザーの意見や他法人の取組等を参考にしつつ、リスク分散のために1発行体当たりの保有額について	慮する枠組みを作ることができたことから、a評価とした。 なお、大口定期預金は、当該月に運用可能な余裕金を引合いにより設定するものであり、令和5年度までは当該月の1回目で不落となった金額を2回目で再度引合いに出していたが、令和6年3月にマイナス金利政策が解除されるなどの金融情勢の変化により、大口定期預金の引合いが強まり、月の1回目ですべて落札する状況が続いていた。そのため、運用する余裕金の満期日と預入日の関係で月1回目に引合いに出せなかった5月を除いて、月の1回目ですべて落札しており、把握した余裕金は全額運用できていることから、取組は十分であると考えられる。 <課題と対応> 特になし	
--	--	--	--------------------------	--	---	---	--

					上限を設けるなど「資金管理運用基準」の改正を行うとともに、金利情勢の変化等に鑑み、向こう四半期の運用方針に加えて、向こう1年間の運用方針を定めることとし、それを四半期ごとに見直していくこととした。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 475 億円及び畜産業振興資金 2, 013 億円（関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 470 億円を令和 6 年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、令和 6 年 5 月～9 月の間に
出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	令和 5 年度末 (初年度)	令和 6 年度末	令和 7 年度末	令和 8 年度末	令和 9 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	6, 323	5, 591			
目的積立金	-	-			
積立金	-	288			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	409	518			
当期の運営費交付金交付額(a)	3, 142	3, 073			
うち年度末残高(b)	409	518			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	13. 0	16. 9			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870			
目的積立金	-	-			
積立金	-	15			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	147	222			
当期の運営費交付金交付額(a)	860	796			
うち年度末残高(b)	147	222			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	17.1	27.9			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,955	4,357			
目的積立金	-	-			
積立金	-	-			
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	17	10			
目的積立金	-	-			
積立金	-	62			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	77	127			
当期の運営費交付金交付額(a)	771	792			
うち年度末残高(b)	77	127			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	10.0	16.1			

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定		(単位：百万円、%)				
		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
目的積立金		-	-			
積立金		-	-			
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		96	92			
当期の運営費交付金交付額(a)		1,048	1,047			
	うち年度末残高(b)	96	92			
当期運営費交付金残存率(b÷a)		9.2	8.8			
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。						
でん粉勘定		(単位：百万円、%)				
		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		480	354			
目的積立金		-	-			
積立金		-	210			
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		79	65			
当期の運営費交付金交付額(a)		397	377			
	うち年度末残高(b)	79	65			
当期運営費交付金残存率(b÷a)		19.9	17.1			
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。						
肉用子牛勘定		(単位：百万円、%)				
		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		-	-			
目的積立金		-	-			
積立金		-	1			
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		9	12			
当期の運営費交付金交付額(a)		65	61			
	うち年度末残高(b)	9	12			
当期運営費交付金残存率(b÷a)		13.8	18.9			
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。						

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
—		第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査 ○1 運営費交付金に係る短期借入金 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> —	

	2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	○2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金			
	国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。	国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 期中における短期借入金残高（最高額 679 億円）は借入限度額の範囲内であった。 具体的には、期首の借入金残高 639 億円及び交付金支払不足額 337 億円のうち、380 億円を調整金収入等により償還し、残りの 596 億円について借換えを行った。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。 【期末借入残高の推移】 < 2 年度 > 287 億円 < 3 年度 > 418 億円 < 4 年度 > 537 億円 < 5 年度 > 639 億円	< 評価と根拠 > 評価 b 砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足に対応するためのものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。 < 課題と対応 > 特になし	

	3　でん粉価格調整事業に係る短期借入金	3　でん粉価格調整事業に係る短期借入金	○3　でん粉価格調整事業に係る短期借入金	＜6年度＞ 596 億円				
	でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の 限度額は、単年度 120 億円とする。	でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の 限度額は、120 億円とする。	s：取組は十分にあり、 かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分にあり、 かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和 6 年 5 月から 6 月及び令和 7 年 2 月から 3 月にかけて、交付金の支払資金が一時不足したため借入金が発生し、期中における短期借入金残高の最高額は限度額の範囲内である 4 億円であったが、3 月末にはすべて償還した。		＜評価と根拠＞ 評価 b でん粉勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金等の不足に対応するためのものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		

4. その他参考情報
(砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 令和 6 年度においては、調整金等収入 367 億円に対し、交付金等支出 322 億円で 45 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和 6 年度末における砂糖勘定の繰越欠損金は 632 億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1～5－3	5－1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付		
	5－2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付		
	5－3 所有する職員宿舍の廃止に向けた取組		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
―		第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等に	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等に	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等 2,935百万円を令和6年6月27日に、943百万円を10月22日に国庫納付した。	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	－	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	－	＜主要な業務実績＞ 実績なし	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	

4. その他参考情報
特になし

第 7 剰余金の使途

1．当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	一	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金 はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －		

4．その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－1～8－8	8－1 ガバナンスの強化 （1）内部統制の充実・強化 （2）コンプライアンスの推進 8－2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （1）職員の人事に関する方針 （2）人員に関する指標 （3）業務運営能力等の向上 8－3 情報公開の推進 （1）情報開示及び照会事項への対応 （2）資金の流れ等についての情報公開の推進	8－4 消費者等への広報 （1）消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討 （2）ホームページ等での情報提供の推進 （3）消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 8－5 情報セキュリティ対策の向上 （1）情報セキュリティ対策の向上 （2）緊急時を含めた連絡体制の整備 8－6 施設及び設備に関する計画 8－7 積立金の処分に関する事項 8－8 長期借入れを行う場合の留意事項	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報提供した事項に対する照会件数	－	1件	1件	3件				
	目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	1件	1件	3件				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	－	2回	2回	2回				
	目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	生産者等への資金に係る情報公表回数	－	2回	2回	2回				
	目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回				
	達成度合	－	100%	100%	100%				
	輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	－	4回	4回	4回				
	目標業務日以内に対応	四半期終了月の	4回	4回	4回				

	応した回数	翌月末までの公表							
	達成度合	—	100%	100%	100%				
	機構からの補助金により造成された基金数	—	5 基金	5 基金	4 基金				
	保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	5 基金	5 基金	4 基金				
	達成度合	—	100%	100%	100%				
	事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1 回	1 回	1 回				
	目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回	1 回				
	達成度合	—	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 6 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況につ	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 ガバナンスの強化 （1）内部統制の充実・強化 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況につ	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 ガバナンスの強化 （1）内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。 ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。	◎第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○ 1 ガバナンスの強化 （1）内部統制の充実・強化 ◇ア 内部統制の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和 6 年 5 月 27 日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和 4 年度の点検結果のフォローアップ及び令和 5 年度のモニタリング結果の点検を行った。 また、行動憲章の浸透	＜評定と根拠＞ 評定 b 内部統制委員会を開催し、各種取組に関する点検等を通じ、PDCA サイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章の更なる浸透に向け、		

	いてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	いてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。		d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を更に促進するため、行動憲章周知週間（令和6年11月11日～22日）を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の5つの指針のうち1つについて自らの行動目標等を記載させ、その実践に資するため幹部会で共有した。	指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職員の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
			イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。	◇イ 役員会の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を9回開催し、審議を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分取り組むことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
			ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的を開催する。	◇ウ 役職員間の情報共有 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネ	＜評定と根拠＞ 評定b 幹部会を定期的を開催し、その内容をイントラネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	

				する	ットに掲載するなどして役職員に広く周知した。		
				◇エ 内部監査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和6年度内部監査年度計画（令和6年3月18日付け5農畜機第8274号）に基づき、調査情報部、酪農乳業部、総務部及び特産調整部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。	＜評定と根拠＞ 評定b 内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。	
				◇オ リスク管理対策の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和6年9月30日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。 また、令和6年11月25日～12月25日に役職員を対象として、機構全体の適切なリスク管理と再発防止策の実効性を高めることを目的に、動画視聴等による研修を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定b 計画どおりリスク管理委員会を開催すること等により、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。	
				◇カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保	＜主要な業務実績＞ 令和6年7月22日～9月30日に開催された個人情報保護制度等の	＜評定と根拠＞ 評定b 個人情報保護に関する研修、認識度調査及び	

			護対策を講じる。 著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	運用に関するオンライン研修会（総務省）を職員 8 名に受講させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に周知を行った（鹿児島及び那覇）。 令和 6 年 7 月 8 日～7 月 23 日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護について確認を行い、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認し、その結果を幹部会にて周知した。 また、令和 7 年 2 月 7 日～26 日の間に個人情報の適正な取扱いのための研修を個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に受講させた。 なお、令和 7 年 2 月 14 日～3 月 5 日に、個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等取扱者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検も実施した。 さらに、令和 7 年 3 月 3 日に開催された個人情報保護法等に基づく監視・監督等に関するオンライン説明会（個人情報保護委員会）を職員 7	その結果に対する周知、個人情報保護管理担当者の自己点検等を通じて、個人情報保護対策を推進することができた。 <課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	--	---	--

	2 職員の人事に関する計画	(2) コンプライアンスの推進 機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	(2) コンプライアンスの推進 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和6年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。	◇ (2) コンプライアンスの推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	名に受講させた。 <主要な業務実績> 令和6年度コンプライアンス推進計画（令和6年3月15日付け5農畜機第8185号）に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運営を行うとともに、内部相談窓口の利用拡大に向けた取組として月2回「なんでも相談デー」を実施した。 また、同計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組（認識度調査、自己点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発、外部講師による研修、他法人等における事例等の情報提供等）を計画どおり実施した。 さらに、令和7年3月4日にコンプライアンス委員会を開催し、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和7年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。	<評定と根拠> 評定b 令和6年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組を計画どおり実施し、コンプライアンスを推進することができた。 また、コンプライアンス委員会において、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和7年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定することができた。 <課題と対応> 特になし	
		2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○ 2 職員の人事に関する計画			

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正配置を行う。 また、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、人材育成のための研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく取組等を行う。	（１）職員の人事に関する方針 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。 また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。	（１）職員の人事に関する方針 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。 また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。	◇（１）職員の人事に関する方針 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、令和 6 年度において 7 名の新規採用（新卒 6 名、任期付 1 名）及び 5 名の経験者採用を行った。 さらに、令和 8 年度新規採用に向けて、大学との関係強化を図り、キャリアセンターの支援を受けて、12/17、1/30、2/21、3/5 に 3 つの大学の業界研究会等に参加し、機構の業務内容を説明した。 加えて、新しい取組として、12/5、2/7 の 2 回にわたって、オープンカンパニーを開催し、26 名の学生が参加して、先輩職員との座談会や職場見学を行った。（12/5：満足度 4.75、2/7：満足度 4.83（5 点満点）） なお、オープンカンパニーの開催に当たり、ノベルティグッズ（トートバッグ及びウェットティッシュ）を作成して学生に配布し好評を得た。 これらの取組の結果、3/19 に開催した会社説明会には、53 名（前年同	<評定と根拠> 評定 a 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施することができた。 また、大学との関係強化やオープンカンパニーの新たな実施により、機構の認知度や機構業務への理解度を向上させることができた。この結果、採用に係る会社説明会において参加人数が大幅に増加するなど、人材確保に向けた取組について目標を上回る成果があったと評価できることから a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
---	--	--	--	---	--	--

	(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、 250 人を上回らないものとする。 〔参考〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,007 百万円	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、 250 人を上回らないものとする。	◇(2) 人員に関する指標 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する (各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)	期 28 名) の学生が参加した。 ＜主要な業務実績＞ 期末の常勤職員数は 224 人となった。	＜評定と根拠＞ 評定 b 常勤職員数が計画どおり 250 人を上回っていないことを確認した。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。 ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした階層別研修(初任者、一般職員、管理職)を実施する。	(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。 ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした以下の階層別研修を実施する。 (ア) 初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等 (イ) 一般職員研修として、行政実務研修、メ	(3) 業務運営能力等の向上 ◇ア 階層別研修の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった	＜主要な業務実績＞ 令和 6 年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ア 新聞購読研修(11 月～3 月、令和 7 年度新	＜評定と根拠＞ 評定 a 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するための、階層別研修を計画どおり実施することができた。 また、農村派遣研修については 5 年ぶりに再	

		ンタルヘルス研修等 (ウ) 管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	規採用予定者9名) イ 労働衛生研修(4、10、11月、令和6年度新規採用者等12名) ウ 業務概要習得研修(4月、10月、11月、令和6年度新規採用者等12名) エ 初任者基礎研修(4月、令和6年度新規採用者6名) オ 初任者現地研修(2月、令和6年度新規採用者等10名) 一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。 また、令和元年度から中止となっていた農村派遣研修を5年ぶりに再開し、関係団体や役職員の協力を得て受入農家を選定し、11名の職員に研修を受講させることができた。 さらに、機構業務の位置付け等に係る研修について、機構の役職員だけでなく、1月は公益社団法人日本食肉格付協会の専務理事を講師に迎え、「牛・豚肉の取引規格の解説」について研修を実施し、87名の役職員が参加した。	開し、関係団体等の協力を得て選定した研修先にて生産現場の現状等を学ぶ研修を実施することができた。 さらに、機構業務の位置付け等に係る研修については、実施回数を8回(前年6回)と増やすとともに、初めて関係団体から講師を迎えて、業務に関連した知識を習得する研修を実施した。 これらのように職員の業務に対する意識向上や知識習得について、目標を上回る成果があったと評価できることからa評価とした。 <課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	--	---	--

				ア 係員研修（4月、10名、1月、24名） イ 農村派遣研修等（6月、2名、9月、3名、10月、2名、11月、2名、1月、2名） ウ 係長研修（2月、24名） エ 行政実務研修（4～3月、3名） オ 課長補佐研修（2月、19名） カ 課長代理研修（2月、21名） キ シニア層向け研修（4月、6名） ク 総務省統計研修（5月、2名、8月、2名、9月、1名、11月、1名） ケ TOEIC I Pテスト（5月、18名） コ 役職員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修について、8回（前年6回）（4、6、7、8、10、11、1月、延べ442名）を実施した。 サ メンタルヘルス研修（非管理職）（7月、65名） 管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。 ア 新任管理職研修（4	
--	--	--	--	---	--

				月、4名、7月、2名) イ 中堅管理職研修（2月、26名） ウ 評価者研修（4月、4名、7月、2名） エ メンタルヘルス研修（10月、61名）		
	イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした部門別研修（会計事務職員研修、衛生管理者養成研修、海外派遣研修等）の専門別研修を実施する。	イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした以下の部門別研修を実施する。 （ア）総務・人事関連研修として、個人情報保護研修、衛生管理者養成研修等 （イ）監査関連研修として、内部監査研修 （ウ）会計関連研修として、会計事務職員研修 （エ）広報関連研修として、広報研修 （オ）調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修（JETRO 派遣含む。） （カ）畜産関連研修として、中央畜産技術研修、食肉関連研修	◇イ 専門別研修の実施 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。 ・総務・人事関連研修 ア 個人情報保護研修（7～9月、8名） イ 公文書管理研修（5月、1名、10月、1名） ウ 衛生管理者養成研修（6月～10月、1名） ・内部監査研修（8月、1名） ・会計関連研修 ア 会計事務職員研修（10～11月、1名） イ 予算編成支援システム研修（10月、2名） ・広報関連研修（5月～6月、2名） ・調査情報関連研修 ア 語学向上研修（9～3月、2名） イ 海外派遣研修（JETRO 派遣を含む）（JETRO 派遣、4月～3月、2名） ・畜産関連研修	＜評価と根拠＞ 評価 b 職員の専門的能力を養成するための専門別研修を計画どおり実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	

				ア 中央畜産技術研修会（5月、1名、6月、1名、7月、2名、10月、3名、11月、1名、12月、2名、1月、1名） イ 食肉基礎研修（11月、5名） ウ 食肉専門研修（10月、6名） エ 畜産基礎講座（4月～9月、5名） ・貿易実務研修（9月、5名）		
	ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル人材育成研修（情報ネットワーク維持管理研修等）の実施等デジタル人材の育成を図るための取組を推進する。	ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、以下のデジタル人材育成研修を実施する。 （ア）ITパスポート取得を支援するITリテラシー向上研修 （イ）PMO向け情報システム統一研修 （ウ）PJMO（情報システム担当者）向け情報システム知識習得研修（情報ネットワーク維持管理研修等）	◇ウ デジタル人材育成研修の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> デジタル人材を育成するため、以下の研修を実施した。 ア ITリテラシー向上研修（8～1月、25名） イ 情報システム統一研修（6月、7名、8月、1名） ウ 情報システム知識習得研修（9月、48名、10～1月、46名、10月～11月、1名、10月～3月、1名、11月、2名、11月～3月、2名、12月、2名、1月、2名、2月、1名）	<評定と根拠> 評定b デジタル人材の育成を図るためのデジタル人材育成研修を計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし	
	エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向	エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向	◇エ 「えるぼし認定」等の取得に係る取組の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕	<主要な業務実績> 企業価値の向上と人材確保のため「えるぼし認定」に係る行動計画に基づいた実績を令和7	<評定と根拠> 評定b 「えるぼし」認定の継続及び「くるみん認定」を取得する取組を推進	

	上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。	上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。	著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	年 2 月に女性の活躍推進企業データベースに公表した。 また、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進するため、令和 7 年 3 月に令和 7 年度から令和 9 年度までの同法及び女性活躍推進法の一体型の行動計画を策定した。 さらに、女性が活躍でき、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備に関する職員の意識醸成を目的として、女性活躍推進研修（3 月、72 名）を実施した。	することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	○ 3 情報公開の推進			
（１）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	（１）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以	（１）情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以	◇（１）照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 分母を情報提供した事項に関する照会件数とし、分子を翌業務日までに対応した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%で	＜主要な業務実績＞ 情報提供した事項に対して照会のあった 3 件について、翌業務日以内に回答した。	＜評定と根拠＞ 評価 b 達成度合は 100%（3 件/ 3 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	

	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。	内に対応する。	内に対応する。	あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
		(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進			
		ア 畜産関係業務、野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。	ア 畜産関係業務、野菜関係業務 (ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。	ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇(ア) 補助事業者に係る情報公開 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった			
				＜主要な業務実績＞ 畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和6年9月末までにホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（2回/2回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		

	また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。	d：達成度合は、80%未満であった ◇(イ) 生産者等への資金に係る情報公開 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者等に渡った資金の事業別、地域別の総額を令和6年9月末までにホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（2回/2回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%で	＜主要な業務実績＞ 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（4回/4回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	

	また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。	ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。	ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。	あった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	◇ウ 基金の保有状況等の公表 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の4基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和6年10月30日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金	<評定と根拠> 評価b 達成度合は100%（4基金/4基金）であった。 <課題と対応> 特になし	
	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを9月末までに公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説	エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。	エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。	◇エ 経理の流れの公表 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成	<主要な業務実績> 令和5年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で令和6年9月13日にホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評価b 達成度合は100%（1回/1回）であった。 <課題と対応> 特になし		

	明責任を果たすものとする。	また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。		のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった			
	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○ 4 消費者等への広報			
	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページやソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。 (1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。 (1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討 ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。	◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善の検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成	<主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策や情報発信の方法等を検討した。	<評定と根拠> 評定b 広報推進委員会における検討により、広報活動の改善・強化に十分取り組んだ。 <課題と対応>	

			果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する		特になし	
	消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の見直しを検討する。	イ 消費者等のニーズを把握するため、ホームページ等に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」等の見直しを検討することにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	◇イ アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 消費者等のニーズを把握するため、アンケート調査を実施した（調査期間：令和6年12月～令和7年1月。対象：全国の15歳以上の男女、有効サンプル数は200名）。また、調査結果について、広報推進委員会に報告し、次年度の広報活動計画の検討を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b アンケート調査を実施し、ホームページ等の見直しの検討に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	◇(2) ホームページ等での情報提供の推進 ホームページでの「消費者コーナー」の充実等を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であ	＜主要な業務実績＞ 視認性や利便性の向上を目的として、広報誌について、令和6年5月号から、従来のデジタルブック（PDF）からWebマガジン化するとともに、ホームページの「消費者コーナー」のレイアウトを改善した。 SNSの活用については、前年度に引き続き、産地や生産現場に関する情報を発信した。特に、新たな取組として、若手職員の農村派遣研修における収穫作業等	＜評定と根拠＞ 評定a 広報誌のWebマガジン化及びホームページのレイアウトの改善により、視認性や利便性を向上させたことにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進することができた。 また、SNSを活用し、従来発信してきた情報に加え、産地での撮影等を行い、より臨場感のある情報を積極的に発信することで、産地や機構業務に対する消費者	

				り、抜本的な改善を要する	の様子を、受入先農家の協力の下撮影し、その動画を Facebook や Instagram に掲載した。また、You Tube (a l i c チャンネル) においては、機構が参加した農畜産業関連イベントの出展報告（職員制作）や、国産やさいの生産者と実需者を結ぶマッチングサイト（ベジマチ）の操作方法等を視聴者に分かりやすく伝える動画を公開した。	等の理解促進に努めた。 これらの取組について優れた内容であると認められることから a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
				◇（３）消費者等との意見交換会等の開催 分母を５段階評価の 4.0 とし、分子を消費者等との意見交換会等の参加者に対して実施するアンケート調査結果の５段階評価の平均値とする。 s：達成度合は 100%以上であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%以上であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未	＜主要な業務実績＞ アンケート調査の集計結果は５段階評価で平均値 4.5 であり、目標の 4.0 を上回った。 ・意見交換会：4.8 ・セミナー：4.5 ・出展イベント：4.4 消費者との意見交換会については、初めて a l i c セミナー特別版という位置付けで「牛乳・乳製品の栄養と健康」と題し、学識経験者（栄養学）や酪農家、インフルエンサー、業界団体職員及び機構職員が登壇し、牛乳・乳製品の栄養的価値や産地情報等について発信を行うとともに、参加者との意見交換の時間を設け、牛乳・乳製品の価値や酪農における現状・課題、機	＜評価と根拠＞ 評価 a 達成度合は 100%以上（4.5/4.0）であった。 消費者との意見交換会は、複数の登壇者による講演及び参加者との意見交換という２部形式で初めて実施したことにより、消費者等との双方向・同時的な情報や意見の交換を実現することができたとともに、参加者からも高い評価を得ることができた。 また、a l i c セミナー及びイベント出展においても、時宜を得たテーマ設定やイベント来場者への丁寧で分かりやすい情報発信により、高い評価を得ることができ、さらに出前講座の実施にもつながった。	

				満であった	構業務等の必要性等について、参加者の理解促進を図った。 a l i c セミナーについては、YouTube (a l i c チャンネル) を利用して海外 (ニューヨーク、ブリュッセル、シドニー) から現地の最新情報を発信した。特に、話題性の高いテーマを取り上げた「日本産和牛の米国向け輸出動向と輸出拡大に向けた取組」の回では、視聴者へのアンケート調査において理解度が 4.7 と、高い評価を獲得した。 イベント出展については、「第 19 回食育推進全国大会」、「第 63 回農林水産祭実りのフェスティバル」及び「ファーマーズ&キッズフェスタ 2025」に参加し、来場者に対し、機構業務や農畜産物の正しい知識等に関する情報発信を丁寧に行った。また、農林水産祭では、来場者への事業説明等を通じ、特産セグメントにおける出前講座の実施につなげることができた。	これらのように、目標を大きく上回り、優れた取組内容が認められることから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし	
5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上				
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法	(1) 情報セキュリティ対策の向上	(1) 情報セキュリティ対策の向上	◇ (1) 情報セキュリティ対策	<主要な業務実績> 令和 6 年度情報セキ	<評定と根拠> 評定 b		

律第 104 号) に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号) に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号) に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。 ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価を行ったことで得られた留意点については、次年度の自己点検計画に反映させることとした。 ② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施した。 ③ 情報セキュリティ対策、ITリテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知した。 ④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するためのセキュリティ診断及び情報システムの運用状況や今後の更新等の予定・進捗を確認する	令和 6 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る研修、訓練、自己点検等の取組及び情報機器の更新等を計画どおり実施した。 また、情報セキュリティ委員会において、令和 6 年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和 7 年度の同計画を策定したことから、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができた。 <課題と対応> 特になし	
---	---	--	---	---	---	--

				ためのヒアリングを実施した。 ⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、外部ファイアウォール、プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス、ファイル暗号化システム及びウイルス対策ソフトの運用を継続した。 ⑥ NISCが令和5年度に実施した情報セキュリティ監査（マネジメント監査）及びペネトレーションテストのフォローアップに対し、適切に対応した。 また、令和7年3月5日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和6年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和7年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。		
	（２）緊急時を含めた連絡体制の整備 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セ	（２）緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキ	◇（２）連絡体制の整備 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であ	＜主要な業務実績＞ 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有や情報セキュリティ上の課題とその対応策の実施状況等について、同省の担当部局に報告等を行うなど、適時適切に情	＜評定と根拠＞ 評定 b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができた。	

	—	キュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	キュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	り、抜本的な改善を要する	報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者や保守業者等の緊急連絡先名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	＜課題と対応＞ 特になし	
		6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	○ 6 施設及び設備に関する計画 —	—	—	
		7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した	○ 7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ （畜産勘定） 前中期目標期間繰越積立金 870 百万円は、旧農畜産業振興事業団から承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項に基づき管理していることを確認した。 （補給金等勘定） 令和 6 年度決算において 598 百万円の当期純損失を計上したため、機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金（6 年度末残高 4,357 百万円）を充てた。 （野菜勘定） 第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期	＜評定と根拠＞ 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定、野菜勘定及びでん粉勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	

		有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。	有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。		間へ繰り越した 24 百万円を有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てた（6 年度末残高 10 百万円）。			
	6 長期借入れを行う場合の留意事項	8 長期借入れを行う場合の留意事項	－	○ 8 長期借入れを行う場合の留意事項	（でん粉勘定） 令和 6 年度決算において、72 百万円の当期純損失を計上したため、前中期目標期間繰越積立金（6 年度末残高 354 百万円）を充てた。			
	機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。	機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。		長期借入金の極力有利な条件での借入れ	＜主要な業務実績＞ 長期借入れは行わなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－		
				s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった		＜課題と対応＞ －		
				a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する				

4. その他参考情報
特になし